

令和2年度訪問介護インセンティブ事業の概要

介護保険制度においては、平成30年度から通所介護にADL維持等加算が新設されるなど、これまで以上に、高齢者本人の能力を活かし、身体状態の改善等により自立を支援する制度が求められています。

本市では、「デイサービス改善インセンティブ事業」として、通所介護において状態改善を促す取組を行っていたところであるが、さらに、訪問介護においても、リハビリ専門職の知見を活用し、自立支援に繋げていくため、令和元年度から本事業を開始しています。

なお、訪問介護での状態改善を目的としたこのような取組は全国初の事例です。

事業内容

◆ 事業目的

訪問介護においてリハビリ専門職の知見を活用することにより、高齢者の身体状態の維持・改善を促し、高齢者の自立支援に繋げていく。

◆ 評価対象者

訪問介護事業所が選定した高齢者を評価する。

- ・ 事業への同意が得られている
- ・ 要介護度が要支援1～要介護5である
- ・ 1週間で合計60分以上のサービスを受けている

◆ 評価方法

リハビリ専門職がバーセルインデックス（Barthel Index）で評価する。

◆ 期待される効果

訪問介護の質を向上させることで高齢者の状態改善を促す。



スキーム図

- ◆ リハビリ専門職が訪問介護の現場に同行し、高齢者の状態をアセスメントしたうえで、自立支援の視点から訪問介護員に助言する。
- ◆ 概ね6か月後に、高齢者の状態像の維持・改善度合を再度評価し、成果のあった訪問介護事業所に対して、表彰及び奨励金を付与する。

